

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1067 号（諮問第 1737 号）

件名：特定の確認番号におけるがけ条例違反に関する問い合わせ等の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

1 開示請求

令和 5 年 1 月 4 日

2 原処分

令和 5 年 1 月 17 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 10 条（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 1 月 29 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 4 月 13 日

5 答申

令和 5 年 7 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、別記に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。請求 2 も同じ。）に係る請求対象文書は、2021 年度及び 2022 年度における、特定

の建築確認番号におけるがけ条例こと愛知県建築基準条例(昭和39年愛知県条例第49号)第8条に規定するがけ附近の建築物を建築する場合の制限違反及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第89条に関してなされた問合せ、県における検討及び建築主への指導記録であると解される。請求2に係る請求対象文書は、令和4年度第1回及び第2回の愛知県建築審査会の資料のうち、B社の建売物件である特定の建築物に係る処分が審査請求の対象となっている案件に関するものであると解される。

実施機関は、本件請求対象文書を条例第10条に該当するとして存否応答拒否による不開示としている。

(3) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第10条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体の情報が条例第7条第2号及び第3号イにより保護すべき情報に当たるとして、条例第10条に該当すると決定している。よって、当該情報の条例第7条第2号及び第3号該当性について、以下判断する。

(ア) 条例第7条第2号該当性について

a 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定され

た情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

b 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関から説明を聴取したところ、請求1に記載されている特定の建築確認番号をもとに建築計画概要書を県内の各建設事務所など所定の場所にて閲覧することによって、特定の建築物の住所等の情報を確認できることから、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、特定の個人が所有する建築物が愛知県建築基準条例第8条に違反するかどうかという個人情報を明らかにするものであるといえるとのことである。

当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、請求1は特定の建築確認番号を明示し、当該建築物について愛知県建築基準条例第8条に違反していることを前提として、当該違反事実に関する文書を求めるものであることが認められる。

そして、特定の建築確認番号により特定の建築物の住所等の情報が判明するため、請求1は結果として当該建築物の所有者という特定の個人を名指しして当該個人の個人情報を求めているものと認められ、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報を開示することは、特定の個人が所有する特定の建築物に関し、愛知県建築基準条例第8条違反があったという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

よって、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報は条例第7条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

c 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、愛知県建築審査会の公開による口頭意見陳述において、第三者の傍聴人にも開示されていることから条例7条第2号ただし書イに該当する旨主張する。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、愛知県建築審査会運営規程（昭和61年10月1日施行）の規定により、口頭審査が公開されるが、愛知県建築審査会は、原則非公開で実施されており、愛知県建築審査会の裁決は公開されていないとのことである。

当審査会において検討したところ、愛知県建築審査会の運営の手續及び目的の限度において建築基準法に基づく審査請求に係る関係者に関する情報が傍聴人に公開されることがあるとしても、このこ

とをもって直ちに、情報公開手続において請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報を一般的に公開されることが許されるものと解する根拠となるものではないことから、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報は同条ただし書イに該当すると認められない。

d 条例第7条第2号ただし書ロ該当性について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、当該地の利害関係人の生命、健康、生活又は財産の保護につながるものであり、条例第7条第2号ただし書ロに該当する旨主張する。

当審査会において検討したところ、行政文書開示請求は「何人も」これを行うことができる手続であることから、請求1に係る本件請求対象文書の存否自体の情報が同号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、あくまで一般的、客観的観点から判断すべきであるが、実施機関及び審査請求人から当審査会に提出された資料からは、このような事情があるとまでは認められない。

e そのほか同号ただし書ハ及びニにも該当しないことから、請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報は条例第7条第2号に規定する不開示情報であると認められる。

(イ) 条例第7条第3号該当性について

a 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イ又はロに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、請求1及び請求2に係る請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第3号該当性について、以下検討する。

(a) 請求1に係る請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第3号イ該当性について

実施機関によれば、請求 1 に係る請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、A 社の建築確認業務において何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながる事となると考えられ、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件開示請求書を確認したところ、建築確認番号には指定確認検査機関である A 社の社名が含まれていることから、請求 1 は、A 社が行った建築物の建築確認において愛知県建築基準条例第 8 条に違反していることを前提として、当該違反事実に関する文書を求めるものであることが認められる。

そして、建築確認番号に A 社の社名が含まれているため、請求 1 は結果として A 社の事業活動情報を求めているものと認められ、請求 1 に係る請求対象文書の存否自体の情報を開示することは、A 社が行った建築確認に関し、愛知県建築基準条例第 8 条違反があったという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

よって、請求 1 に係る請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、実施機関が主張するとおり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして認められる。

一方、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、建築審査会の公開による口頭意見陳述において、第三者の傍聴人にも開示されていることを踏まえ、開示できる旨主張する。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、愛知県建築審査会運営規程の規定により、口頭審査が公開されるが、愛知県建築審査会は、原則非公開で実施されており、愛知県建築審査会の裁決は公開されていないとのことである。

当審査会において検討したところ、愛知県建築審査会の運営の手續及び目的の限度において建築基準法に基づく審査請求に係る関係者に関する情報が傍聴人に公開されることがあるとしても、このことをもって直ちに、情報公開手續において請求 1 に係る請求対象文書の存否自体の情報を一般的に公開されることが許されるものと解する根拠となるものではないことから、請求 1 に係る請求対象文書の存否自体の情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当しないとは認められない。

(b) 請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 3 号イ該当性について

実施機関によれば、開示請求書の記載内容から、請求 2 は、知事の許可等に対する同意や知事の諮問に応じた重要事項の調査審議ではなく、当該特定の建築物を建売する法人が B 社であること

を前提に、特定の建築物に対する処分が愛知県建築審査会における審査請求の対象となった案件に関する資料の開示を求めるものであるとのことである。

そして、請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、B 社の業務において何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながることを考えると考えられ、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、請求 2 は、B 社の建売物件と明示し、B 社が愛知県建築審査会の審査請求事案となったことを前提として、当該事実に関する文書を求めるものであることが認められる。

そして、請求 2 は B 社の事業活動情報を求めているものと認められ、請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報を開示することは、B 社の建売物件が愛知県建築審査会の審査請求事案となったという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

よって、請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、実施機関が主張するとおり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして認められる。

また、愛知県建築審査会の公開による口頭審査に係る審査請求人の主張については、前記(a)において述べたとおりであり、請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当しないと認められない。

(c) 請求 1 及び請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、請求 1 及び請求 2 に係る請求対象文書の存否自体の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当する旨主張する。

この点、行政文書開示請求は「何人も」これを行うことができる手続であることから、請求 1 及び請求 2 に係る本件請求対象文書の存否自体の情報が同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、一般的、客観的観点から、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命等を比較衡量することにより判断すべきである。また、人の生命等に対する危害又は支障が現実に発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がそ

の危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、または発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

当審査会において検討したところ、実施機関及び審査請求人から当審査会に提出された資料及び実施機関の説明からは、これに該当する事情があるとは認められない。

b よって、請求1及び請求2に係る請求対象文書の存否自体の情報は条例第7条第3号イに規定する不開示情報であると認められる。

ウ したがって、請求1及び請求2に係る請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第2号及び第3号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は反論書において、愛知建築基準条例第8条違反に関してなされた問合せ、建築基準法第89条に関してなされた問合せ及び当該問合せに関する愛知県での検討に関する記録・建築主への指導記録などの3つに大別でき、愛知県建築基準条例違反に関する問合せの部分のみについて存否自体を開示できないことをもって、ほか2つまでもその存否自体を開示できないことにはならない旨主張する。

この点について、当審査会において実施機関に確認したところ、愛知県建築基準条例第8条違反及び建築基準法第89条に関してなされた問合せは一体的に対応することから、建築基準法第89条に関してなされた問合せ等の存否自体の情報を明らかにすることはできないとのことである。

このような実施機関の主張が不自然、不合理とはいえない。

また、本件請求対象文書の条例第10条該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 請求1 1 以下の確認番号に関するがけ条例違反・建築基準法第89条に関する問い合わせ並びに愛知県での検討に関する記録・建築主への指導記録など（2021-2022年に問合せを行ったもの）

※確認番号

確認番号○号

確認年月日令和○年○月○日

確認番号○号

確認年月日令和○年○月○日

請求 2 3 令和 4 年度第 1・2 回愛知県建築審査会資料のうち、
法人に関する情報

開示請求する理由：当該物件は B 社の建売物件であり、当該物件を不特定かつ複数の消費者に閲覧並びに公開され、B 社は、当該物件の地図・住所・写真ばかりか間取りをも WEB 上に公開し、販売していたものであるから、開示したところで当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。